

平成 27 年 9 月 29 日

復興庁

福島再生加速化交付金（第 18 回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第 12 回》の交付可能額通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金））」について、本日、交付可能額を通知します。

また、受入市町村ごとに、県、受入市町村、避難元市町村及び国による協議で合意した内容を取りまとめた復興公営住宅や関連する基盤整備等に関する取組方針に関して、生活拠点を形成する 6 市町について改定を行ったので、あわせて公表します。

1. コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 12 回）について

別紙 1 のとおり

2. 受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針について

別紙 2 のとおり

本件連絡先：
復興庁
原子力災害復興班 八木、石川、林
TEL：03-5545-7369

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 12 回）について

福島県、受入市町村及び避難元市町村から提出された 6 市町の生活拠点形成事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。

1. 交付可能額について

今回配分額 事業費：13,929 百万円 国費：12,142 百万円
 （注）計数は精査の結果、今後変動があり得る。

（配分額計 事業費：189,464 百万円 国費：165,410 百万円）
 （注）今回配分額を含む。

生活拠点形成事業計画別及び事業主体別の交付可能額（第 12 回）

事業計画名	事業主体	交付可能額 (百万円)		主な配分内容
		事業費	国費	
福島市生活拠点形成事業計画	福島市	14	11	道路
いわき市生活拠点形成事業計画	福島県・いわき市	13,021	11,376	造成・建設ほか
二本松市生活拠点形成事業計画	福島県	128	103	避難者支援
桑折町生活拠点形成事業計画	桑折町	230	201	造成
川俣町生活拠点形成事業計画	川俣町	407	348	建設・道路
三春町生活拠点形成事業計画	福島県	128	103	避難者支援
合計		13,929	12,142	

（注）端数処理により、合計と一致しない場合がある。

2. 主な事業

- 災害公営住宅整備事業等
 福島県、桑折町及び川俣町に対し、約 11,664 百万円（国費）を通知（事業費：約 13,330 百万円）。
 ※これにより、原発避難者向けの復興公営住宅としては、新たに 338 戸分の建設分を加え、全体整備計画戸数 4,890 戸のうち、4,743 戸分の建設に係る費用を配分。
- 道路事業
 福島市、いわき市及び川俣町に対し、約 115 百万円（国費）を通知（事業費：約 145 百万円）。
- 避難者支援事業等
 いわき市に対し、コミュニティ交流広場の整備に係る費用として約 1.2 百万円（国費）を通知（事業費：約 1.5 百万円）。

また、福島県に対し、復興公営住宅の駐車場整備及び復興公営住宅に併設する生活サポート施設整備に係る費用として約 362 百万円（国費）を通知（事業費：約 453 百万円）。

3. 今後の予定について

第 13 回事業計画の提出受付時期は福島県、受入市町村及び避難元市町村等の作業状況等を踏まえて検討。

別紙 1 -	参考 1	原発避難者向け復興公営住宅の整備状況
	参考 2	原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況
	参考 3	長期避難者等の生活拠点の形成に係る「コミュニティ交流広場」の整備について

原発避難者向け復興公営住宅の整備状況

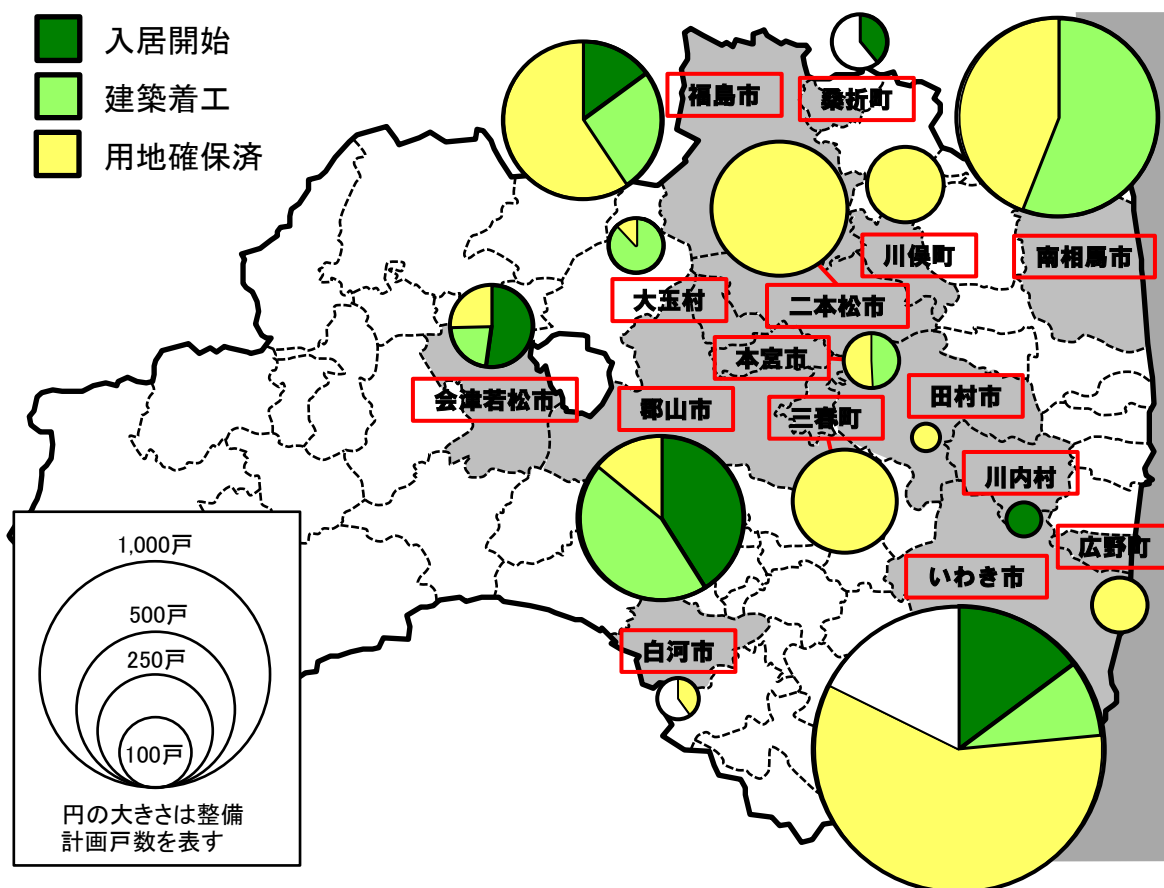
原発避難者向けの復興公営住宅として、全体整備計画戸数 4,890 戸の全ての用地に係る費用は配分済。建築に係る費用は今回配分の 338 戸を加え、4,743 戸の費用を配分。

(平成 27 年 9 月現在)

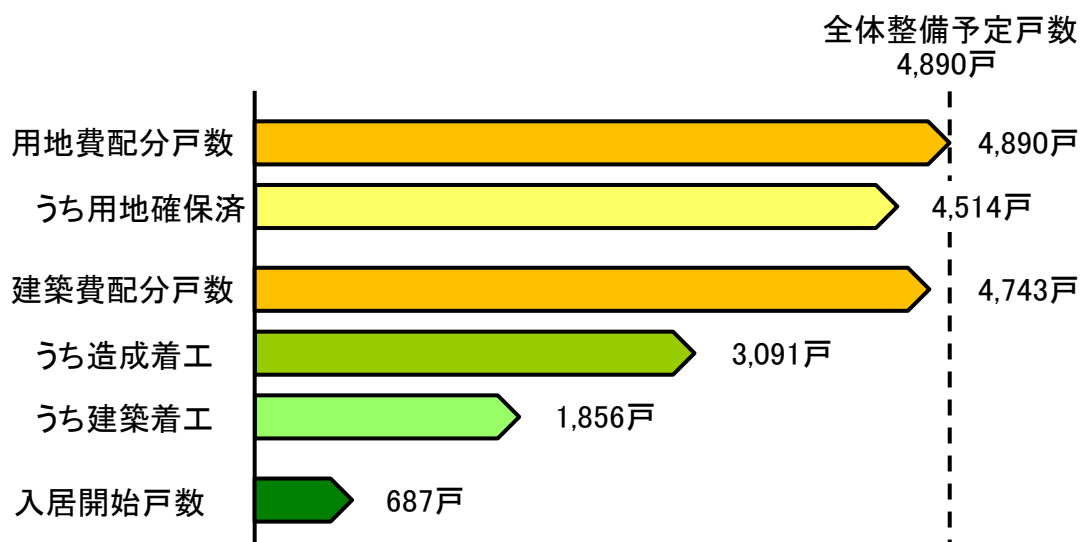
受入 市町村	整備計画 戸数	用地費 配分戸数	うち用地 確保済	建築費 配分戸数	うち建築 着工	入居 開始
福島市	475 戸	475 戸	475 戸	475 戸	193 戸	71 戸
会津若松市	134 戸	134 戸	134 戸	134 戸	100 戸	70 戸
郡山市	570 戸	570 戸	570 戸	570 戸	490 戸	234 戸
いわき市	1,768 戸	1,768 戸	1,455 戸	1,660 戸	415 戸	262 戸
二本松市	346 戸	346 戸	346 戸	346 戸	0 戸	0 戸
南相馬市	927 戸	927 戸	927 戸	927 戸	519 戸	0 戸
川俣町	120 戸	120 戸	120 戸	120 戸	0 戸	0 戸
三春町	217 戸	217 戸	217 戸	217 戸	0 戸	0 戸
桑折町	64 戸	64 戸	25 戸	25 戸	25 戸	25 戸
大玉村	67 戸	67 戸	67 戸	67 戸	59 戸	0 戸
川内村	25 戸	25 戸	25 戸	25 戸	25 戸	25 戸
田村市	18 戸	18 戸	18 戸	18 戸	0 戸	0 戸
本宮市	61 戸	61 戸	61 戸	61 戸	30 戸	0 戸
白河市	40 戸	40 戸	16 戸	40 戸	0 戸	0 戸
広野町	58 戸	58 戸	58 戸	58 戸	0 戸	0 戸
計	4,890 戸	4,890 戸	4,514 戸	4,743 戸	1,856 戸	687 戸

原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

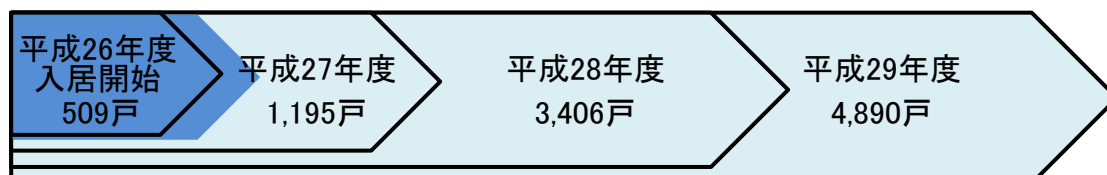
1. 復興公営住宅における入居開始及び建築着工戸数等の状況(平成27年9月現在)



2. 復興公営住宅の整備の進捗状況(平成27年9月現在)



3. 復興公営住宅の入居予定時期(平成27年9月現在)



※あくまで現時点の予定であり、今後の進捗状況により、前後する場合があります。

長期避難者等の生活拠点の形成に係る「コミュニティ交流広場」の整備について

今回、いわき市内の復興公営住宅の整備と併せて、その効果を増大させる観点から、避難者支援事業等(効果促進事業)による「コミュニティ交流広場」の整備等に係る費用を配分。

- ・コミュニティ交流広場 … 避難元市町村及び受入市町村の住民のコミュニティ維持・形成、交流促進、避難者の健康増進等の観点から、広く地域住民が自由に使用でき、避難者及び周辺住民が交流できる空間を整備。

1. 背景及び目的

原発避難者向けの復興公営住宅において、安心かつ快適な避難生活を継続するためには、避難元市町村からの入居者、周辺避難者及び受入市町村の地域住民との交流を促進し、入居者同士あるいは地域住民との良好なコミュニティの維持・形成が重要。

今回、双葉郡等から約2万4千人の避難者を受け入れているいわき市において、復興公営住宅における入居者間の絆の維持及び周辺住民との交流、避難者の健康増進を行うための手段として、避難者支援事業等において、コミュニティ交流広場のワークショップに係る経費を配分。

なお、第10回(平成27年4月17日付)に本宮市に対し、同種事業に係る費用の交付可能額通知を行っている。

2. 事業概要

復興公営住宅の入居者及び周辺の避難者並びに受入市町村の地域住民が共同して、

- ・コミュニティ交流広場の設計ワークショップ
- ・芝生張りやベンチ・花壇等の作製

等を行うことにより、入居前から入居者同士あるいは地域住民との交流促進を図る。

また、原発事故前に双葉郡の各町村で盛んに行われていたパークゴルフの一部利用など、多目的な広場として活用する予定。



いわき市コミュニティ交流広場予定地 現況写真
(鮫川河川敷:いわき市佐糠町竹ノ花)

○整備面積: 約24,000㎡(多目的広場、駐車場)

○完成時期: 平成29年度

○全体事業費: 約98百万円



いわき市コミュニティ交流広場予定地 位置図

受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の 形成に向けた取組方針の公表について

1. 取組方針の位置づけ

長期避難者等の生活拠点（町外コミュニティ）の形成に向けて、受入市町村ごとに、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅の整備、道路等の関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的な協議を行っており、合意した内容を取組方針として取りまとめ、公表することとしている。

（注）取組方針の構成

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①避難者等の受け入れの状況 | 仮設住宅、借り上げ住宅への入居状況 |
| ②生活拠点形成に向けた取組方針 | 復興公営住宅や関連基盤の整備方針 等 |
| ③生活拠点の形成に向けた支援策 | 避難者のニーズに応じた各種支援策 等 |

2. 今回の取組方針改定（平成 27 年 9 月 29 日公表）

（1）改定を行う受入市町村

コミュニティ復活交付金（第 12 回）の交付可能額通知にあたり、長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針に関して、必要な改定を行った受入市町村 6 市町（福島市、会津若松市、いわき市、白河市、川俣町及び広野町）の取組方針を公表する。

（2）主な改定内容

- ・福島市： 関連基盤として新規道路整備の位置づけ
- ・会津若松市： 復興公営住宅の整備予定の更新
- ・いわき市： 復興公営住宅の整備予定の更新並びに関連基盤として新規道路整備及びコミュニティ交流広場の位置づけ
- ・白河市： 復興公営住宅の整備予定の更新
- ・川俣町： 復興公営住宅の整備予定の更新
- ・広野町： 復興公営住宅の整備予定の更新

※復興公営住宅の整備予定については、福島県が公表している最新の情報に基づき、更新している。

3. 取組方針の今後の取扱い

今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

<参考1> 受入市町村ごとの事務担当者会議（個別部会）の構成

受入市町村	避難元市町村	取組方針策定日
福島市	飯舘村、浪江町	平成25年9月20日策定 平成26年2月14日改定 平成26年5月23日改定 平成26年7月11日改定 平成26年9月12日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年9月29日改定
会津若松市	大熊町	平成25年9月20日策定 平成26年5月23日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年9月29日改定
郡山市	富岡町、大熊町、双葉町	平成25年9月20日策定 平成25年11月8日改定 平成26年2月14日改定 平成26年3月7日改定 平成26年5月23日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定
いわき市	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成25年9月20日策定 平成25年11月8日改定 平成26年2月14日改定 平成26年5月23日改定 平成26年9月12日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年9月29日改定
白河市	双葉町	平成26年7月11日策定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年9月29日改定
二本松市	浪江町	平成25年9月20日策定 平成26年2月14日改定 平成26年5月23日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定 平成27年6月26日改定
田村市	大熊町	平成26年5月23日策定 平成27年4月17日改定
南相馬市	双葉町、浪江町、飯舘村	平成25年11月8日策定 平成26年2月14日改定 平成26年5月23日改定 平成26年9月12日改定 平成26年11月14日改定 平成27年1月30日改定 平成27年4月17日改定

本宮市	浪江町、大熊町	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 26 年 7 月 11 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
桑折町	浪江町	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
川俣町	飯舘村	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定
大玉村	富岡町	平成 26 年 2 月 14 日策定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
三春町	富岡町、葛尾村	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 3 月 7 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定
広野町	富岡町、大熊町	平成 26 年 11 月 14 日策定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定

※国（復興庁）、福島県は全ての個別部会に参画。

（注）川内村については、同一市町村内における避難であり、協議の場を設置して協議する必要があるため、取組方針を策定していない。

< 参考 2 > 今回取組方針の改定を行う受入市町村の状況

今回改定を行う受入市町村	避難者等の受け入れの状況 (平成 27 年 7 月 31 日時点)			復興公営住宅 の整備予定 (第 12 回交付可能額 通知時点)
	計	仮設住宅入 居者数	借上げ住宅 入居者数	
福島市	6,703	1,673	5,030	475 戸、7 地区
会津若松市	2,089	649	1,440	134 戸、4 地区
いわき市	15,235	5,314	9,921	1,768 戸、17 地区
白河市	449	72	377	40 戸、2 地区
川俣町	395	—	395	120 戸、2 地区
広野町	31	—	31	58 戸、1 地区

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 7 月 11 日改定
 平成 26 年 9 月 12 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 福 島 県
 福 島 市
 浪 江 町
 飯 館 村
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《福島市-浪江町、飯館村》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・福島市において、松川町金沢 松川工業団地など市内 15 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 6,700 人が生活している。
- ・主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約 2,300 人、飯館村が約 2,300 人、双葉町が約 200 人（平成 27 年 7 月 31 日時点）。
- ・応急仮設住宅入居（約 6,700 人）の割合は、建設分が約 2 割強、民間賃貸住宅分が約 8 割弱となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅（建設分）の入居状況】（平成 27 年 7 月 31 日時点）

入居市町村	所在地（団地名）	設置戸数	入居戸数	入居者数
浪江町	笹谷（笹谷東部）	182	153	297
	南矢野目（南矢野目）	208	160	299
	飯坂町平野（北幹線第一）	196	154	265
	上島渡（しのぶ台）	112	45	84
	森合町（森合町）	18	11	21
	宮代（宮代第一）	128	29	42
	宮代（宮代第二）	48	15	25
	佐原（旧佐原小学校）	32	24	47
飯館村	松川町（旧松川小学校）	46	29	57
	松川町金沢（松川工業団地第一）	118	103	175
	松川町金沢（松川工業団地第二）	109	94	169
	飯野町明治（旧明治小学校）	30	25	50
	飯野町（旧飯野小学校）	35	32	67
双葉町	飯坂町平野（北幹線第二）	88	36	54
	さくら（さくら）	32	13	21
計		1,382	923	1,673

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】（平成 27 年 7 月 31 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
郡山市	2	2	飯館村	803	1,778
須賀川市	1	2	大熊町	69	136
田村市	3	3	富岡町	78	160
新地町	0	0	浪江町	630	1,277
相馬市	7	9	檜葉町	22	34
南相馬市	488	1,194	広野町	6	8
いわき市	7	20	葛尾村	9	16

伊達市	14	33	川内村	9	18
川俣町	93	198	双葉町	82	142
			計	2,323	5,030

＜公共施設等の受入れ＞

- ・ 福島市内には、全村避難をしている飯舘村が同市飯野地区に役場機能を置いているほか、仮設幼稚園、飯舘中学校、給食センターを置くとともに（なお、飯舘小学校は川俣町内に置かれている）、福島市中心部等から飯野地区等に置かれている仮設幼稚園、小中学校までスクールバスを運行している。
- ・ このほか、浪江町が避難に伴い、福島市役所内に出張所（主な機能は二本松市内）を設置している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

（１）復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 福島市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき 475 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 飯野地区の飯舘村営住宅は、飯舘村の「いいたてまでいな復興計画」において、村外子育て拠点と位置付けられており、同地区の仮設幼稚園等に通学する子どもをもつ世帯の入居を想定し、平成 26 年 9 月 1 日より入居を開始している。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置している。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数					
					飯舘村	浪江町				共通
福島市飯野	飯舘村	23 戸	戸建・長屋住宅	H26.8.31 鍵引渡し済	—					
福島市鎌田	県	24 戸	集合住宅	H27.3.20 鍵引渡し済	24					
福島市笹谷	県	24 戸	集合住宅	H27.3.20 鍵引渡し済	24					
福島市飯坂	県	58 戸	集合住宅	H27 年度 後期		50				8
福島市北沢又	県	152 戸	集合住宅	H28 年度 後期		152				
福島市北中央	県	64 戸	集合住宅	H28 年度 前期						64
福島市北沢又2	県	130 戸	集合住宅・木造低層	H29 年度 前期	12	100				18
合計	—	475 戸	—	—						

＜募集方法について＞

- ・ 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり（当初の割振り戸数）。な

お、「共通」については、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村の5町村を入居対象町村としている。

- ・すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者（75歳以上）、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

（２）役場機能

- ・各避難元町村において、福島市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持する。

〔飯館村〕 飯野出張所（所在地：福島市飯野町字後川10-2）

※平成26年4月1日より2つの課（復興対策課、除染推進課）が本庁で勤務

〔浪江町〕 福島出張所（所在地：福島市五老内町3-1）

（３）関連基盤

＜教育機関＞

- ・飯館村に関しては、当面の間は、福島市飯野地区等に置かれている村営の幼稚園、小・中学校の運営、スクールバスの運行を継続する。
- ・福島市において、一定程度の児童等の受入れ余地はあることから、受入態勢の状況の推移の把握に努める。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・福島市内の医療機関については、現在のところ、避難者の受け入れに伴う混雑などに対する直接の苦情は見受けられないが、医師、看護師は不足の状況にはあることから、状況の注視が必要である。
- ・福島市内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の受け入れに伴う直接の苦情は見受けられないが、一部の介護施設においては震災以前から満床状態で待機者の多い状況にあったことから、状況の注視が必要である。

＜道路整備＞

- ・北沢又地区及び北沢又2地区の復興公営住宅整備に伴い、市道成出・稲荷前線及び市道下成出・上屋敷線の道路改良等を行う。

（４）コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置時期
福島市飯野	1名	H26.10～
福島市鎌田	1名	H27.1～
福島市笹谷		
福島市飯坂	1名	H27.9～
計	3名	—

※福島市飯野に配置されるコミュニティ交流員1名は、桑折町東段も担当。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、福島市の都市計画や個別のまち

づくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、飯舘村は平成 25 年 2 月から、浪江町は平成 25 年 3 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	340 人	947 枚	川内村	H25.4.1～	150 人	160 枚
田村市	H25.2.15～	78 人	78 枚	大熊町	H25.3.1～	5,567 人	6,712 枚
南相馬市	H25.2.15～	2,900 人	4,009 枚	双葉町	H25.2.1～	－	4,114 枚
川俣町	H25.2.12～	142 人	146 枚	浪江町	H25.3.1～	－	11,096 枚
広野町	H25.2.15～	268 人	323 枚	葛尾村	H25.2.1～	386 人	441 枚
楢葉町	H25.4.1～	1,810 人	1,820 枚	飯舘村	H25.2.15～	774 人	909 枚
富岡町	H25.4.1～	－	7,298 枚	計		(12,415 人)※	38,053 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 福 島 県
 会 津 若 松 市
 大 熊 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《会津若松市-大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 会津若松市において、一箕町の松長近隣公園など市内 11 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 2,100 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、大熊町が約 1,500 人、南相馬市が約 250 人、浪江町が約 130 人。(平成 27 年 7 月 31 日時点)
- ・ 応急仮設住宅入居(約 2,100 人)の割合は、建設分が約 3 割、民間賃貸住宅分が約 7 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数(福島県調べ)によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
大熊町	一箕町松長(松長近隣公園)	249	119	146
	一箕町松長(松長 5 号公園)	19	10	22
	一箕町亀賀(扇町 5 号公園)	15	11	16
	一箕町大字松長(一箕町長原地区)	172	101	177
	河東町南高野(河東学園)	83	33	43
	河東町郡山(河東町金道地区)	27	16	22
	扇町(扇町 1 号公園)	82	61	101
	真宮新町北(亀公園)	30	19	26
	真宮新町北(みどり公園)	18	11	21
	城前(第二中学校西)	21	19	31
	桧町(東部公園)	50	20	30
双葉町	城前(第二中学校西)	5	5	14
計		771	425	649

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	3	6	浪江町	53	127
南相馬市	74	247	檜葉町	28	52
いわき市	3	6	広野町	4	10
川俣町	1	4	葛尾村	3	5
飯館村	3	9	川内村	1	1
大熊町	325	859	双葉町	11	22
富岡町	41	92	計	550	1440

<公共施設等の受入れ>

- ・ 会津若松市内には、大熊町が避難に伴って会津若松市役所追手町第二庁舎に役場機能を設置している。
- ・ また、大熊町は、会津若松市内に大熊町立幼稚園を旧河東第一幼稚園、大田原保育所（休所中）に、小学校を旧河東第三小学校に、中学校を大熊町役場会津若松出張所 2 階に、それぞれ開設した。中学校については、平成 25 年 4 月より会津大短期大学部に隣接する仮設校舎に移転、幼稚園については、幼稚園児の減少に伴い、平成 25 年 4 月より旧河東第一幼稚園のみとしていたが、更なる減少に伴い、平成 27 年 4 月より大田原保育所に移転している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難者等の生活拠点となる復興公営住宅については、会津若松市のまちづくりの方針を踏まえつつ、できる限りまとまって確保することが可能な既成市街地の未利用地等を中心に、会津若松市の協力を得つつ、用地の確保、整備を進める。
- ・ また、応急仮設住宅の長期化は、避難者の生活のみならず、会津若松市の土地利用対策（学校建設用地など）にも支障をきたす状況にあるため、復興公営住宅の早期対応を進め、応急仮設住宅の早期解消及び長期避難者の支援に取り組む。
- ・ 会津若松市内に必要な復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき、134 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会所等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数					共通
					富岡町	大熊町	双葉町	浪江町		
会津若松市門田町	県	8 戸	集合住宅	H27.1.15 鍵引き渡し済		8				
		42 戸	集合住宅	H27.6.15 鍵引き渡し済		42				
会津若松市古川町	県	20 戸	集合住宅	H26.12.15 鍵引き渡し済	20					
会津若松市城北町	県	30 戸	戸建住宅	H28 年度前期		30				
会津若松市白虎町	県	19 戸	戸建住宅	H27 年度後期		19				
		15 戸	戸建住宅	H28 年度後期		15				
計	—	134 戸	—	—						

＜募集方法について＞

- ・ 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- ・ すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(75歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・ 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・ 1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・ 子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

（２）役場機能

- ・ 大熊町に関しては、会津若松市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持する。
〔大熊町〕 会津若松出張所（所在地：追手町第二庁舎）

（３）関連基盤

＜教育機関＞

- ・ 大熊町に関しては、当面の間、会津若松市において、大熊町立の幼稚園、小中学校の運営を継続する。また、会津大学及び短期大学部と連携することにより、教育の質の向上と活性化を図る。
- ・ その他、会津若松市内の各幼稚園、小中学校において、引き続き避難者を受け入れる。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・ 会津若松市内の医療機関、介護サービスについては、避難者の受入れに伴い、利用者も増加しているが、現在のところ特段の支障は見受けられない状況である。引き続き医療、介護の現場の状況把握に努める。

＜道路＞

- ・ 門田町の復興公営住宅整備に伴い、国道118号の交差点改良等を行う。

（４）コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行う交流等を担うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置 人数	配置予定
会津若松市門田町	1名	H26.11～
会津若松市古川町	1名	
会津若松市城北町		H28 年度前期～
会津若松市白虎町		H27 年度後期～

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、会津若松市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいつくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 大熊町は、平成 24 年 10 月から被災者証明書に避難先住所を記入することにより避難者の居所を証明する取組を独自に実施してきたところであるが、平成 25 年 3 月からは、当通知を踏まえ、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	340 人	947 枚	川内村	H25.4.1～	150 人	160 枚
田村市	H25.2.15～	78 人	78 枚	大熊町	H25.3.1～	5,567 人	6,712 枚
南相馬市	H25.2.15～	2,900 人	4,009 枚	双葉町	H25.2.1～	-	4,144 枚
川俣町	H25.2.12～	142 人	146 枚	浪江町	H25.3.1～	-	11,096 枚
広野町	H25.2.15～	268 人	323 枚	葛尾村	H25.2.1～	386 人	441 枚
楢葉町	H25.4.1～	1,810 人	1,820 枚	飯館村	H25.2.15～	774 人	909 枚
富岡町	H25.4.1～	-	7,298 枚	計		(12,415 人)※	38,053 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式が導入されたところである。
- ・ 会津若松市と大熊町の間において締結した協定により、会津若松市内に避難する大熊町民の一部経費について、これまで大熊町から会津若松市に負担金を拠出して

- ・ きたところであるが、上記を踏まえ、行政サービスの提供に係る経費の協定について見直しを行ったところである。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 25 年 11 月 8 日改定
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 9 月 12 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 福 島 県
 い わ き 市
 富 岡 町
 大 熊 町
 双 葉 町
 浪 江 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《いわき市-富岡町、大熊町、双葉町、浪江町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ いわき市において、中央台高久、好間工業団地など市内 35 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 15,000 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、檜葉町が約 4,700 人、富岡町が約 3,200 人、広野町が約 2,300 人、大熊町が約 2,200 人、浪江町が約 1,200 人、双葉町が約 900 人（平成 27 年 7 月 31 日時点）。
- ・ 応急仮設住宅入居（約 15,000 人）の割合は、建設分が約 3 割強、民間賃貸住宅分が約 7 割弱となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
富岡町	平下高久(平下高久)	90	70	121
	泉玉露(泉)	220	164	324
	内郷宮町(内郷宮町)	80	80	80
	好間町上好間(好間)	62	47	101
大熊町	渡辺町昼野(渡辺町昼野)	88	67	105
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田)	91	72	125
	小名浜上神白(小名浜上神白)	63	44	86
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田第二)	50	32	63
	好間工業団地(好間工業団地第一、第二、第三)	362	293	557
双葉町	南台(南台)	259	200	334
広野町	中央台高久(高久第二、第三、第四、第七)	217	156	371
	中央台鹿島(鹿島)	18	10	26
	常磐関船町迎(常磐迎第一、第二)	140	84	217
	四倉町(四倉町鬼越)	230	147	321
	四倉町芳ノ沢(四倉工業団地)	103	65	122
檜葉町	中央台高久(高久第五、第六)	35	33	68
	中央台飯野(飯野)	16	13	42

	平上高久(高久第八)	123	117	241
	平下山口(高久第九)	202	183	386
	平上山口(高久第十)	200	189	443
	平作町(作町)	57	55	126
	常磐西郷町銭田(常磐銭田)	50	39	117
	平上荒川(上荒川)	250	235	459
	内郷白水町(内郷白水)	61	58	116
	四倉町細谷(四倉町細谷)	40	40	81
	小名浜林城(林城八反田)	106	90	197
	小名浜相子島(小名浜相子島)	40	32	55
川内村	四倉町(四倉町鬼越)	50	46	74
	小名浜大原(小名浜大原)	20	15	36
計		3,323	2,596	5,314

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	15	25	浪江町	597	1,167
南相馬市	225	447	檜葉町	986	2,351
川俣町	0	0	広野町	470	1,252
飯館村	4	5	葛尾村	8	14
大熊町	612	1,309	川内村	79	165
富岡町	1,211	2,587	双葉町	316	599
			計	4,523	9,921

＜公共施設等の受入れ＞

- ・ いわき市内には、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町が避難に伴い役場機能を設置しており、双葉町が東田町二丁目に主な役場機能を設置している。また、檜葉町が中央台飯野にいわき出張所、富岡町が平北白土にいわき支所（主な役場機能は郡山事務所）、大熊町が好間工業団地にいわき出張所（主な役場機能は会津若松出張所）、浪江町が平字堂根町にいわき出張所（主な役場機能は二本松事務所）を設置している。
- ・ 双葉町は、平成 26 年 4 月にいわき市錦町（旧東邦銀行錦支店）にて、町立幼稚園、小学校、中学校を再開。平成 26 年 8 月には新設仮設校舎（錦町御宝殿旧錦星幼稚園跡地）を開校している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ いわき市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」等に基づき 1,768 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数			
					富岡町	大熊町	双葉町	浪江町
小名浜、永崎地区	県	120 戸	集合住宅	H27.3.26 鍵引き渡し済		35	25	60
		80 戸	集合住宅	H27.1.27 鍵引き渡し済	80			
常磐地区	県	50 戸	集合住宅	H27.3.26 鍵引き渡し済	50			
平八幡地区	県	12 戸	集合住宅	H27.7.21 鍵引き渡し済	12			
小名浜大原地区	県	54 戸	集合住宅	H28 年度後期	12	42		
小川地区	県	28 戸	木造 2 階建	H27 年度後期	28			
		25 戸	木造 2 階建	H28 年度前期	25			
北好間中川原地区	県	321 戸	集合住宅	H29 年度後期	130	160		21
					10			
勿来酒井地区	県	188 戸	木造戸建て及び集合住宅	H29 年度後期			178	
					10			
泉町本谷地区	県	198 戸	集合住宅	H29 年度後期	80	10		108
内郷宮町地区	県	72 戸	集合住宅	H28 年度前期				72
小川2地区	県	50 戸	木造戸建て	H28 年度後期	50			
小川3地区	県	30 戸	木造戸建て	H28 年度後期	30			
常磐2地区	県	108 戸	集合住宅	H29 年度後期	72			36
四倉地区	県	150 戸	集合住宅	H29 年度後期	50			100
平赤井地区	県	80 戸	集合住宅	H29 年度前期		30		
					50			
鹿島町地区	県	50 戸	集合住宅	H29 年度前期		50		
小名浜中原地区	県	125 戸	集合住宅	H29 年度前期	42	28	11	32
					12			
常磐関船町地区	県	27 戸	集合住宅	H27 年度後期	27			
計	—	1,768 戸	—	—				

＜募集方法について＞

- ・ 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- ・ すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者（75歳以上）、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・ 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・ 1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・ 子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

（２）関連基盤

長期避難者の受入に伴う関連基盤の整備を検討する。

＜生活サポート施設＞

- ・ 北好間中川原地区及び勿来酒井地区の復興公営住宅に併設し、診療所スペースの整備を行う。
- ・ 勿来酒井地区の復興公営住宅に併設し、高齢者サポート拠点の整備を行う。

＜道路整備＞

- ・ 平赤井地区の復興公営住宅整備に伴い、県道赤井停車場線の道路改良等を行う。
- ・ 小名浜地区の復興公営住宅整備に伴い、県道小名浜四倉線の交差点改良等を行う。
- ・ 小名浜大原地区の復興公営住宅整備に伴い、市道大道北2号線の道路改良等を行う。
- ・ 勿来酒井地区の復興公営住宅整備に伴い、市道御宝殿3号線外1線の道路改良等を行う。
- ・ 北好間中川原地区の復興公営住宅整備に伴い、市道中川原・外川原線外1線の道路改良等を行う。
- ・ 泉町本谷地区の復興公営住宅整備に伴い、市道本谷・洞線の道路改良等を行う。

＜避難者支援事業等＞

- ・ 復興公営住宅整備に伴い、コミュニティ交流広場の整備を行う。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置時期
小名浜、永崎地区	2名	H26.11～
	2名	
常磐地区	1名	H27.1～
平八幡地区	1名	
小川町地区	1名	H27 年度後期 (予定)
小川町2地区	3名	H28 年度前期 (予定)
小川町3地区		
内郷宮町地区		
計	10名	—

※いわき市平八幡地区に配置されるコミュニティ交流員1名は、川内村宮ノ下地区も担当。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備にあたっては、いわき市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合に留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証

明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。

- 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成 25 年 2 月から、浪江町、大熊町は平成 25 年 3 月から、富岡町は平成 25 年 4 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	340 人	947 枚	川内村	H25.4.1～	150 人	160 枚
田村市	H25.2.15～	78 人	78 枚	大熊町	H25.3.1～	5,567 人	6,712 枚
南相馬市	H25.2.15～	2,900 人	4,009 枚	双葉町	H25.2.1～	-	4,114 枚
川俣町	H25.2.12～	142 人	146 枚	浪江町	H25.3.1～	-	11,096 枚
広野町	H25.2.15～	268 人	323 枚	葛尾村	H25.2.1～	386 人	441 枚
楡葉町	H25.4.1～	1,810 人	1,820 枚	飯館村	H25.2.15～	774 人	909 枚
富岡町	H25.4.1～	-	7,298 枚	計		(12,415 人)※	38,053 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

平成 26 年 7 月 11 日
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 福 島 県
 白 河 市
 双 葉 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《白河市-双葉町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・白河市において、郭内など市内 2 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 450 人が生活している。
- ・主な避難元市町村の内訳は、双葉町が約 160 人、浪江町が約 140 人、富岡町が約 40 人。
 （平成 27 年 7 月 31 日時点）
- ・応急仮設住宅入居（約 450 人）の割合は、建設分が約 2 割弱、民間賃貸住宅分が約 8 割強となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅（建設分）の入居状況】

（平成 27 年 7 月 31 日時点）

入居市町村	所在地（団地名）	設置戸数	入居戸数	入居者数
双葉町	郭内（宝酒造工場跡地 1）	54	28	46
双葉町	郭内（宝酒造工場跡地 2）	66	17	26
計		120	45	72

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】

（平成 27 年 7 月 31 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
南相馬市	17	52	檜葉町	5	8
川俣町	1	1	葛尾村	1	1
大熊町	16	41	川内村	2	2
富岡町	20	44	双葉町	42	85
浪江町	67	143	計	171	377

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

（1）復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・白河市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」に基づき 40 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・上記整備計画に基づく 40 戸について、平成 27 年度までの入居を目指して、整備に取り組む。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集

会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。

- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置する。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数			
					富岡町	大熊町	双葉町	浪江町
白河市鬼越地区	県	28 戸	木造	平成 28 年度後期			26	
					2			
白河市白坂地区	県	12 戸	木造	平成 28 年度後期			4	
					8			
合計	—	40 戸	—	—	—			

(2) 関連基盤

＜教育機関＞

- ・ 現在、白河市の小中学校において双葉町の児童生徒を受け入れており、引き続き受け入れる。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・ 白河市内の医療機関、介護サービスについては、避難者の受入に伴い、現在のところ特段の支障は見受けられない状況である。引き続き、医療、介護の現場の状況把握に努める。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置時期
白河市鬼越地区	1名	平成 28 年度前期(予定)
計	1名	—

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、白河市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流など各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県と復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・

施策を検討する。

- 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成 25 年 2 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	340 人	947 枚	川内村	H25.4.1～	150 人	160 枚
田村市	H25.2.15～	78 人	78 枚	大熊町	H25.3.1～	5,567 人	6,712 枚
南相馬市	H25.2.15～	2,900 人	4,009 枚	双葉町	H25.2.1～	－	4,144 枚
川俣町	H25.2.12～	142 人	146 枚	浪江町	H25.3.1～	－	11,096 枚
広野町	H25.2.15～	268 人	323 枚	葛尾村	H25.2.1～	386 人	441 枚
楡葉町	H25.4.1～	1,810 人	1,820 枚	飯舘村	H25.2.15～	774 人	909 枚
富岡町	H25.4.1～	－	7,298 枚	計		(12,415 人)※	38,053 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

平成 26 年 5 月 23 日
平成 26 年 11 月 14 日改定
平成 27 年 1 月 30 日改定
平成 27 年 4 月 17 日改定
平成 27 年 9 月 29 日改定
福 島 県
川 俣 町
飯 舘 村
復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《川俣町-飯舘村》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 川俣町において、借上げ住宅等に約 400 人が生活している。
 - ・ 主な避難元市町村の内訳は、飯舘村が約 350 人、浪江町が 25 人。（平成 27 年 7 月 31 日時点）
- ＊ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】（平成 27 年 7 月 31 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
南相馬市	3	10	大熊町	1	1
川俣町	-※	-※	富岡町	2	2
飯舘村	146	357	浪江町	12	25
			計	164	395

※上記のほか、川俣町においては町内での避難者がいる。

＜公共施設等の受入れ＞

- ・ 川俣町内において、飯舘村が仮設小学校及び保育所を設置、また、これにかかる通学のためスクールバスを運行している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

（１）復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 川俣町における復興公営住宅について、住民意向調査の結果等に基づき、福島県営及び川俣町営あわせて 120 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置している。

- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
川俣町新中町	川俣町	40 戸	戸建住宅	H28 年度前期
川俣町壁沢	県	80 戸	木造二戸一棟	H28 年度後期
合計	—	120 戸	—	—

(2) 関連基盤

＜教育機関＞

- ・ 飯館村に関しては、当面の間は、川俣町飯坂地区に置かれている飯館村営小学校の運営、スクールバスの運行を継続する。また、川俣町立の小中学校への区域外就学にも引き続き対応する。
- ・ 小中学生がいる世帯の復興公営住宅の入居に関して、当住宅の立地する学区における小中学校の児童・生徒の受入れ体制に十分配慮して検討を進める。
- ・ 受入体制の状況を踏まえ、必要に応じてコミュニティ復活交付金の活用を含め、ハード、ソフト両面で必要な対策を行うこととする。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・ 川俣町内の医療機関については、医師等の医療従事者の県外流出の傾向がみられることから、人材不足による支障が発生しないか医療の現場の状況把握に努める。
- ・ 川俣町内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う特段の支障は見受けられない状況であるが、引き続き介護の現場の状況把握に努める。

＜道路整備＞

- ・ 壁沢地区の復興公営住宅整備に伴い、町道中島・諏訪線の道路改良等を行う。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置(予定)時期
川俣町新中町	1名	H28 年度前期～
川俣町壁沢	2名	H28 年度後期～

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、川俣町の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設

の必要性もあわせて検討する。

- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、飯舘村は平成 25 年 2 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	340 人	947 枚	川内村	H25.4.1～	150 人	160 枚
田村市	H25.2.15～	78 人	78 枚	大熊町	H25.3.1～	5,567 人	6,712 枚
南相馬市	H25.2.15～	2,900 人	4,009 枚	双葉町	H25.2.1～	－	4,114 枚
川俣町	H25.2.12～	142 人	146 枚	浪江町	H25.3.1～	－	11,096 枚
広野町	H25.2.15～	268 人	323 枚	葛尾村	H25.2.1～	386 人	441 枚
檜葉町	H25.4.1～	1,810 人	1,820 枚	飯舘村	H25.2.15～	774 人	909 枚
富岡町	H25.4.1～	－	7,298 枚	計		(12,415 人)※	38,053 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

平成 26 年 11 月 14 日
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 福島県
 富岡市
 大熊町
 復興
 島岡町
 熊野町
 熊興町
 県庁
 大熊町
 復興

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針

《広野町-富岡町、大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 広野町において、借上げ住宅等に 31 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、富岡町が 16 人、檜葉町が 10 人、浪江町が 8 人（平成 27 年 7 月 31 日時点）

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】（平成 27 年 7 月 31 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
いわき市	1	1	浪江町	6	8
飯舘村	1	1	檜葉町	6	10
富岡町	9	11			
			計	23	31

※上記のほか、広野町においては町内での避難者がいる。（津波・地震被災者）

＜公共施設の受け入れ＞

- ・ 避難元市町村の公共施設等の立地はない。

2. 生活拠点の形成に向けた基本的考え方

（1）復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 広野町における復興公営住宅整備について、平成 25 年度住民意向調査の結果に基づき、58 戸の整備を行う。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数			
						富岡町	大熊町	双葉町	浪江町
第一期	広野町下北迫地内	福島県	58 戸	木造低層	H29 年度前期	10	20		
						28			
合計		—	58 戸	—	—	—			

(2) 役場機能

- ・ 富岡町の役場機能として、いわき支所（所在地：いわき市平北白土字宮前8）大熊町の役場機能として、いわき出張所（所在地：いわき市好間工業団地1番43号）の役場機能を維持し、広野町に避難している町民の行政サービスを実施。

(3) 関連基盤

<教育機関>

- ・ 広野町立の小中学校等への区域外就学で引き続き対応する。

<医療機関、介護サービス>

- ・ 広野町内の医療機関については、原発事故収束及び除染等の従事者の増加や避難から帰還した町民の増加に伴い、医師、看護師不足の状況にあるが、避難者の受け入れに支障はないものと考えられる。今後、状況を注視することとする。
- ・ 広野町内の介護サービスについては、震災以降、保健師や看護師、ホームヘルパーといった専門職が慢性的に不足する状況が続いており、今後も介護の現場の状況把握に努める。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、広野町の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、富岡町においては、平成25年4月から、大熊町においては、平成25年3月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成27年7月31日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	340人	947枚	川内村	H25.4.1～	150人	160枚
田村市	H25.2.15～	78人	78枚	大熊町	H25.3.1～	5,567人	6,712枚
南相馬市	H25.2.15～	2,900人	4,009枚	双葉町	H25.2.1～	-	4,114枚
川俣町	H25.2.12～	142人	146枚	浪江町	H25.3.1～	-	11,096枚
広野町	H25.2.15～	268人	323枚	葛尾村	H25.2.1～	386人	441枚
楡葉町	H25.4.1～	1,810人	1,820枚	飯舘村	H25.2.15～	774人	909枚
富岡町	H25.4.1～	-	7,298枚	計		(12,415人)※	38,053枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。